

各部局の諸課題について

平成30年5月

目次

- 廃棄物処理施設整備計画について 1
- 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律について 3
- 農薬取締法の一部を改正する法律案の概要 4
- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)の一部を改正する法律の概要 5
- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部を改正する法律の概要 6
- 特定外来生物ヒアリへの対応について 7

次期廃棄物処理施設整備計画の策定について

廃棄物処理施設整備計画とは

- 5カ年の計画期間に係る廃棄物処理施設整備事業の目標及び概要を定めるもの（廃棄物処理法第5条の3）。
- 現行計画の計画期間が平成29年度までであることから、平成30年度からの5年間を計画期間とする次期廃棄物処理施設整備計画について、現在検討を進めているところ。
- 平成28年1月に変更された廃棄物処理法基本方針に即して策定するとともに、現在検討中の第四次循環型社会形成推進基本計画との整合を図る。

今後の策定スケジュール

- 平成30年前半に閣議決定予定（第四次循環型社会形成推進基本計画と同時期の閣議決定を想定。）。

次期廃棄物処理施設整備計画(案)の全体像

- 現行計画に記載のある3R・適正処理の推進の方向性を堅持。また、気候変動対策、災害対策については、対策内容を強化。
- 現在検討中の第五次環境基本計画、第四次循環型社会形成推進基本計画と連動し、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備の観点を記載。

基本的 理念

- (1) 基本原則に基づいた3Rの推進
- (2) 気候変動や災害に対して強靱かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保
- (3) 地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施

- (1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進
- (2) 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営
- (3) 廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進
- (4) 廃棄物系バイオマスの利活用の推進
- (5) 災害対策の強化
- (6) 地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備**
- (7) 地域住民等の理解と協力の確保
- (8) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標

- ごみのリサイクル率：21%→27%
- 一般廃棄物最終処分場の残余年数：
2017年度の水準(20年分)を維持
- 期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：
19%→21%
- 廃棄物エネルギーを外部供給している施設の割合：
40%→46%
- 浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率：53%→70%
- 合併処理浄化槽の基数割合：62%→76%
- 省エネ浄化槽の導入による温室効果ガス削減量：
5万t-CO₂→12万t-CO₂

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案の概要

(予算関連法案・日切れ扱い)

背景

- 本法は、公害健康被害者の迅速かつ公正な保護等を図るため、汚染原因者等の負担により補償給付等を行うものである。
- このうち、大気汚染の影響による健康被害に対する補償給付等に要する費用の一部に充てるため、自動車重量税の収入見込額の一部相当額を独立行政法人環境再生保全機構に交付する旨を定めた法附則が平成29年度末で期限をむかえる。
- 他方、現在も補償給付等の対象となる被認定者が約34,000人おり、本制度による補償給付等は今後も継続的に必要となる状況。



改正内容

- 平成30年度以降も**当分の間**、自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を環境再生保全機構に交付することができるよう措置する。
 ※年度内に法案が成立しない場合、平成30年度以降の財源の根拠がなくなり、必要な補償給付等が遅れる可能性がある

<<制度の概要>>

被認定者 (約3.4万人)

補償給付

- ・療養の給付及び療養費
 - ・障害補償費
 - ・遺族補償費
 - ・葬祭料
- 等

約406億円※(全額汚染原因者)

公害保健福祉事業

- ・リハビリ事業
 - ・療養用具支給事業
- 等

国 ¼
 県又は市 ¼
 汚染原因者 ½

著しい大気汚染の影響によるぜん息等であると認定された患者に対し補償給付等を実施

指定地域自治体の長

納付金

独立行政法人環境再生保全機構

※補償給付費のほか公害保健福祉事業費等と併せて合計約411億円

補償給付等に要する費用は、汚染原因物質を排出する原因者が汚染に対する寄与の程度に応じて負担。

工場等(固定発生源)は8割
 自動車(移動発生源)は2割を負担。

このうち、自動車負担分は、昭和49年の制度発足以来、**自動車重量税の収入見込額の一部相当額を充当。**

当該措置を**平成30年度以降も当分の間継続できる**よう措置

汚染負荷量
 賦課金

8 (約329億円)

交付金

国

2 (約82億円)

自動車

ばい煙発生施設等設置者
 (約8,200施設)

汚染原因者

農薬取締法の一部を改正する法律案の概要

背景

○ 農薬の安全性の向上

科学の発展により蓄積される、農薬の安全性に関する新たな知見や評価法の発達を効率的かつ的確に反映できる農薬登録制度への改善が必要

○ より効率的な農業への貢献

良質かつ低廉な農薬の供給等により、より効率的で低コストな農業に貢献するため、農薬に係る規制の合理化が必要

※ なお、農業競争力強化支援法においても、農薬に係る規制を、安全性の向上、国際的な標準との調和、最新の科学的根拠に基づく規制の合理化、の観点から見直すこととされている。

国民にとって、農薬の安全性の一層の向上

農家にとって、①農作業の安全性向上、②生産コストの引下げ、
③農産物の輸出促進

農薬メーカーにとって、日本発の農薬の海外展開の促進

目指す姿

法案の概要

1 再評価制度の導入

同一の有効成分を含む農薬について、一括して定期的に、最新の科学的根拠に照らして安全性等の再評価を行う。また、農薬製造者から毎年報告を求めること等で、必要な場合には、随時登録の見直しを行い、農薬の安全性の一層の向上を図る。なお、現行の再登録は廃止する。

(第8条、第9条、第15条、第29条、旧第5条)

2 農薬の登録審査の見直し

(1) 農薬の安全性に関する審査の充実

- ① 農薬使用者に対する影響評価の充実
- ② 動植物に対する影響評価の充実
- ③ 農薬原体（農薬の主たる原料）が含有する成分（有効成分及び不純物）の評価の導入

(第3条第2項)

(2) ジェネリック農薬の申請の簡素化

ジェネリック農薬の登録申請において、先発農薬と農薬原体の成分・安全性が同等であれば提出すべき試験データの一部を免除できることとする。

(第3条第3項)

施行期日：公布日から6月以内（ただし、2（1）①及び②については、公布日から2年以内）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (種の保存法)の一部を改正する法律の概要

現行法の概要

※公布日:平成29年6月2日 施行日:平成30年6月1日

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図るため、希少野生動植物種の捕獲等及び譲渡し等の禁止、生息地等の保護、保護増殖事業の実施等の措置を講ずるもの。

背景

○我が国では3,690種が絶滅危惧種となっており、種の保存法の新規指定を推進することが必要。一方で、特に二次的自然に分布する種は、調査研究や環境教育等に伴う捕獲等(第9条)及び譲渡し等(第12条)を規制対象から除外する種指定の在り方が求められている。



←水田水路に生息する
淡水魚

草原に生息する
昆虫類→



←水田に生息する
両生類
※写真提供:自然環境研究センター

○希少野生動植物種の生息・生育状況等の悪化に伴い、生息域外保全の重要性が増大。政府の力だけで実施していくことは限界があることから、動植物園等と協力し、また、動植物園等の活動を後押ししていくことが必要不可欠。

○国際希少野生動植物種は登録した上で登録票とあわせて譲渡し等を行うことができる(第20条等)が、登録票の返納数が少なく、未返納の登録票を違法に入手した別の個体の登録票として、不正に利用した事件も発生。また、象牙等を扱う特定国際種事業者が、登録票なしで象牙を購入した事例等も確認。



高価で取引され、違法な流通の報告があるスローロリス
※写真提供:自然環境研究センター

改正内容

(1) 販売・頒布等の目的での捕獲等及び譲渡し等のみを規制する「特定第二種国内希少野生動植物種」制度を創設(第4条第6項等)する

二次的自然に分布する昆虫類、
魚類、両生類等を想定 →

✓ **業者の捕獲等の抑制による保全**
✓ **保護増殖事業や生息地等保護区による保全**

(2) 希少種の保護増殖という点で、一定の基準を満たす動植物園等を認定する制度を創設(第48条の4等)し、認定された動植物園等が行う希少野生動植物種の譲渡し等については、規制を適用しない(第48条の10)こととする。

(3) 国際希少野生動植物種の個体の登録について、更新等の手続を創設(第20条の2)するとともに、実務上可能かつ必要な種について、個体識別措置を義務付ける(第20条第2項第4号等)。更に、象牙事業については届出制を登録制とする(第33条の6等)。

(4) その他、生息地等保護区の指定を促進するための制度改変(第36条等)、土地所有者の所在の把握が難しい土地への立入り等の規定の新設(第48条の2等)、国内希少野生動植物種の提案募集制度の創設(第6条)、科学委員会の法定化(第4条第7項)等の改正を行う。

生物多様性の保全の一層の促進

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (カルタヘナ法)の一部を改正する法律の概要

背景

※公布日：平成29年4月21日 施行日：平成30年3月5日

- ◆ 平成22年、カルタヘナ議定書※1第5回締約国会合（於：名古屋）で「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書」が採択された。

※1国境を越えて移動する改変された生物※2による生物多様性への悪影響を防止するための議定書。平成15年9月発効（我が国については平成16年2月）。我が国はカルタヘナ法で国内担保済。
※2国内法であるカルタヘナ法では、補足議定書（正訳）にいう「改変された生物」を「遺伝子組換え生物等」と規定している。

- ◆ 補足議定書は、**国境を越えて移動する改変された生物により損害（生物多様性への著しい悪影響）が生ずる場合に、対応措置（生物多様性の復元等）をとること等**を締約国に求める
- ◆ 我が国では平成29年12月に補足議定書の締結を閣議決定。発効要件（40か国の締結）が満たされたことから、平成30年3月5日に発効。

現行法の概要

- ◆ 遺伝子組換え生物等の使用等を規制し、違法な使用者等に対する措置命令（中止・回収等）の規定を置いているが、実際に生物多様性に損害が生じた場合に、中止・回収等を超える措置命令をかけるための規定はない（補足議定書の国内担保はできない）。

改正内容

- (1) 生物多様性に係る損害の回復を図るために必要な措置の命令を追加
環境大臣は、**違法に遺伝子組換え生物等の使用等がなされた結果、生物多様性（重要な種・地域に係るものに限る）を損なう等の影響が生じたと認めるときは、当該使用者等に対し、この影響による生物多様性に係る損害の回復を図るために必要な措置（例えば生息環境の整備、人工増殖・再導入等）を執るべき旨を命ずることができることとする。**（第10条第3項、第14条第3項及び第26条第3項）
- (2) 罰則の追加
（1）の命令違反の罰則を設ける（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）（第38条）
- (3) その他
（1）の命令の要件や想定される措置等を規定するため、主務大臣が公表する基本的事項に（1）の措置に関する基本的な事項を追加する（第3条）等の所要の措置を講ずる。

※ 施行期日（附則第1項）：補足議定書が我が国について効力を生ずる日

**補足議定書の的確かつ円滑な実施の確保による
生物多様性の保全及び持続可能な利用の一層の促進**

※ カルタヘナ法における「遺伝子組換え生物等」とは、①細胞外において核酸を加工する技術又は②異なる分類学上の科に属する生物の細胞を融合する技術の利用により得られた核酸又はその複製物を有する生物をいう。

特定外来生物ヒアリへの対応について

野生生物課外来生物対策室

1 平成 29 年度の対応状況

- 昨年 6 月に国内で初確認されて以降、26 事例（12 都道府県）が報告。7 月に関係閣僚会議を開催する等、関係省庁と連携した取組を実施。
 - ・ 確認された個体は全て殺虫処分し、ヒアリ確認地点では調査及び防除を実施【環境省、国土交通省】
 - ・ ヒアリ確認地点毎に周辺 2km 程度の生息状況確認調査を実施【環境省】
 - ・ 未確認港湾も含むヒアリの生息地からのコンテナの定期航路のある 68 港湾におけるヒアリの確認調査、ヒアリのすみかとなるコンテナヤード等のアスファルトの隙間等を埋める等の緊急対策などを実施【環境省、国土交通省】
 - ・ ヒアリの確認状況や留意事項等について WEB サイトや普及啓発ポスター等による情報発信【環境省他、関係省庁・自治体の協力により実施】
 - ・ 正確な情報発信と不安解消のため、ヒアリ相談ダイヤルを設置【環境省】
 - ・ 海運業界団体等に対し、コンテナの荷主等へのヒアリ対策の周知を要請【国土交通省、経済産業省、農林水産省等】
- 国内でヒアリの定着を示す証拠は確認されておらず、侵入初期と認識。引き続き、早期発見と防除を重視。
- 発見されたヒアリの多くは中国の港から運ばれたコンテナ由来で確認されていることから、中国政府に情報提供と協力を依頼。

2 平成 30 年度の対応方針

- 5 月 10 日に今年に入って初確認。気温の上昇とともに今後も確認されることを想定し、以下の取組を推進。
- 昨年度の対応を踏まえつつ、引き続き確実な水際防除対策を実施。
 - 関係事業者や国民への適切な情報発信と協力依頼。
 - ・ 輸入事業に関わる業界団体等への協力依頼発出を関係省庁に要請（3 月末実施済み）
 - 中国等との連携による対応の検討。
 - ・ 4 月末：日中専門家意見交換
 - ・ 5 月末：日中韓三カ国専門家会合、生物多様性政策対話

(参考) 国内でのヒアリ確認の経緯 (平成 30 年 5 月 10 時点)

年度	番号	確認地点	確認状況	確認個体数	出港地
29 年度	1	兵庫県尼崎市	事業所敷地内：コンテナ内	500 以上	南沙港
	2	兵庫県神戸市	コンテナヤード：地面	100 以上	—
	3	愛知県弥富市	コンテナヤード：コンテナ上部	7	南沙港
	4	大阪府大阪市	コンテナヤード：地面	50	—
	5	東京都品川区	コンテナヤード：コンテナ内	200 以上	三山港
	6	愛知県飛島村 春日井市	コンテナヤード：コンテナ内・事業所 敷地内：倉庫内	17 程度	南沙港
	7	神奈川県横浜市	コンテナヤード：地面	700 以上	—
	8	福岡県福岡市	コンテナヤード：地面	300 以上	南沙港
	9	大分県中津市	事業所敷地内：コンテナ内	20 程度	高欄港
	10	福岡県福岡市	事業所敷地内：コンテナ内	30 程度	蛇口港
	11	愛知県弥富市、飛島 村	コンテナヤード：コンテナ内	100 程度	廈門港
	12	岡山県倉敷市（水島 港）	コンテナヤード：地面	300 程度	—
	13	埼玉県狭山市	事業者敷地内：倉庫内	1	黄埔港
	14	広島県広島市	コンテナヤード：トラップ及びその周 辺の地面	131	—
	15	静岡県清水市	コンテナヤード：トラップ及びその周 辺の地面	600 以上	—
	16	愛知県名古屋市	事業所敷地内：コンテナ内	1000 程度	天津港
	17	神奈川県横浜市	事業所敷地内：空コンテナ置き場	60 程度	ジブチ港
	18	福岡県北九州市	コンテナヤード：トラップ	数百以上	—
	19	岡山県笠岡市	事業所敷地内	1	廈門港
	20	愛知県弥富市	コンテナヤード：緑地	2	—
	21	神奈川県横浜市	コンテナヤード：トラップ	2	—
	22	京都府向日市	事業所敷地内：コンテナ内	2000 程度	海口港
	23	静岡県浜松市	事業所敷地内：コンテナ内	200 程度	中山港
	24	広島県呉市	事業者敷地内：積荷	73	中山港
	25	広島県広島市・呉市	事業者敷地内：積荷	1	中山港
	26	広島県広島市・呉市	事業者敷地内：積荷	7	中山港
30 年度	27	大阪府八尾市	個人が購入した工業製品の梱包内	1	調査中